

上場会社における個別財務諸表の会計基準のあり方等について

平成22年 7月 8日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、企業の事業活動や資本取引のグローバル化が一段と進展する中で、国際経済と一体となって成長・発展していかなければならない我が国にとって、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の導入は不可避であると考えている。国内会計基準とIFRSとのコンバージェンスを進めるとともに、本年3月期からは上場会社の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認め、2012年に強制適用について判断するという我が国の方針を強く支持している。

コンバージェンス作業が進展している情勢の下、現在、上場会社の個別財務諸表の会計基準のあり方や個別財務諸表の会計基準の設定主体のあり方について、会社法や税法との関係、あるいは作成者のコスト負担等の様々な観点から、関係諸団体等において活発な議論が展開されている。

協会は、この上場会社の個別財務諸表の会計基準のあり方や個別財務諸表の会計基準の設定主体のあり方について、次のように考えている。

1. 個別財務諸表の会計基準のあり方について

次の観点から、基本的には制度面の差異等の課題を克服しつつ、連単一致を目標にコンバージェンスを継続するという「連結先行」の方針を維持することが重要である。

(1) 投資家及び債権者等の視点

我が国のディスクロージャー制度では、投資家・債権者を中心とした企業を取り巻く様々な利害関係者の意思決定に有用な財務情報を提供するために、連単双方の財務諸表の開示が要求されている。協会は、会社法が個別財務諸表の開示を要求していること、また、個別財務諸表のみが開示している有用な判断情報があるとの財務諸表利用者の強い意見等を踏まえ、個別財務諸表の開示は必要と考えている。

連単分離の会計基準の下では、開示される連単双方の財務情報の間に整合性の確保が困難となる可能性が高くなることから、投資家・債権者等の判断を惑わす情報を提供することがないようにコンバージェンスを継続する必要があると考えている。

(2) 財務諸表の作成者及び監査人の視点

グローバル経済の下、我が国企業が厳しい国際競争に打ち勝っていくには、的確な連結子会社の業績評価、連結グループの事業計画及び経営戦略の策定等が要求される。コンバージェンスの促進やIFRSの導入による財務情報と管理情報の一元化による強靱な業務執行体制の構築は、企業の大きなメリットであると認識している。

個別財務諸表及び連結財務諸表の双方を監査する監査人の立場からは、連単の会計基準が分離していると、例えば、連結上の会計処理の妥当性の判断等において、会計基準の適

用関係が複雑化することから、連単の会計基準をできるだけ同一とすることが、監査の品質向上に寄与すると確信している。

(3) 会社法及び税法との関係

個別財務諸表は、会社法における配当可能利益の計算や税法における課税所得の計算の基本になることから、一定の期間連単の処理に差異が生じることは止むを得ないが、基本的には、連単一致を目標にIFRSと会社法及び税法との間に横たわる課題を一つひとつ克服すべく粘り強く前向きに検討していくことが、建設的な対応であると考えている。

2. 個別財務諸表の会計基準の設定主体のあり方

連結財務諸表の会計基準は民間の設定主体である企業会計基準委員会が策定し、個別財務諸表の会計基準は他の設定主体が策定してはどうかという意見がある。

会計基準は、株主、債権者、経営者、従業員、取引先、金融機関、政府・地方公共団体等の企業を取り巻く様々な利害関係者に対する説明責任、あるいは、これら利害関係者への有用な意思決定情報を提供する役割を担っている。連単双方の会計基準は会計の基本原則を共有しており、これらの様々な関係者が受け入れている一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、連単双方の会計基準ともに、関係者の代表者により構成されるガバナンス機能を備えた企業会計基準委員会で作成されるべき性格のものである。

以 上